

第 27 回（2026 年度）島根県障がい者スポーツ大会
「ボウリング」競技会 開催要項

1. 目 的
この大会は、障がいのある人が、競技を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障がいへの理解を一層深め、障がい者の社会参加促進に寄与することを目的とする。
2. 主 催
島根県 公益財団法人島根県障害者スポーツ協会
3. 共 催（予定）
松江市
4. 主 管（予定）
島根県ボウリング連盟
5. 後 援（予定）※順不同
公益財団法人島根県スポーツ協会 社会福祉法人島根県社会福祉協議会 島根県身体障害者団体連合会 島根県手をつなぐ育成会 島根県知的障害者福祉協会 一般社団法人島根県精神保健福祉会連合会 島根県精神保健福祉士会 一般社団法人日本精神科看護協会島根県支部 島根県特別支援学校長会 松江市教育委員会 公益財団法人松江スポーツ協会 社会福祉法人松江市社会福祉協議会 松江市身障者福祉協会 NPO 法人松江市手をつなぐ育成会 松江市障害者スポーツ協会
6. 協 力（予定）※順不同
島根県パラスポーツ指導者協議会 島根県聴覚障害者情報センター ボランティアの皆様
7. 期 日
2026 年 5 月 17 日（日）
受 付 9：00～9：20 開会式 9：25～ 競技開始 10：00～
8. 申し込み期限
2026 年 4 月 28 日（火）
9. 会 場
しんじ湖ボウル（松江市乃木福富町 329 TEL：0852-24-5461）
10. その他
 - ・上記に定める項目の他は「島根県障がい者スポーツ大会全競技共通開催要項」を適用する。
 - ・競技の実施にあたっては、「第 27 回（2026 年度）島根県障がい者スポーツ大会『ボウリング』競技会 実施要項」を適用する。
 - ・第 25 回全国障害者スポーツ大会（青の煌めきあおもり障スポ）に参加を希望する者は、「第 25 回全国障害者スポーツ大会（青の煌めきあおもり障スポ）個人競技選手募集要項」を参照の上、必要な手続きを行うこと。

本件に関する送付先・問い合わせ先

公益財団法人島根県障害者スポーツ協会
〒690-0011 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 5 階
TEL：0852-20-7770 FAX：0852-32-5982 メール：info_office@spokyo.org

第 27 回（2026 年度）島根県障がい者スポーツ大会
「ボウリング」競技会 実施要項

1. 競技規則

開催年度の公益財団法人日本パラスポーツ協会制定「全国障害者スポーツ大会競技規則」及び公益財団法人 JAPAN BOWLING 制定「ボウリング競技規則」、並びに本大会の申し合わせ事項を適用する。

2. 参加区分

(1) 一般レーン

身体障がい、知的障がい、精神障がいの3区分かつ、男女別、年齢区分別とする。

(2) ノーガターレーン

区分を設けない。

3. 服装

(1) ボウリング競技をするうえで支障のない服装とする。

(2) ソックスは必ず履くこととする。

(3) ゼッケンは主催者が交付するものを使用し、競技用服装の背部につける。

4. 練習

開会式終了後の 10 分間を練習時間とする。

5. 招集

(1) 招集場所は組み合わせ表記載の各ボウラーズベンチ内とする。

(2) 招集開始は競技役員が放送で案内し、招集完了時間は競技開始の 10 分前とする。

6. 競技方法

(1) 個人戦

① 一般部門かノーガター部門のどちらかを選択する。

② 2 ゲーム行い、合計得点により順位を決定する。

③ ゲームは、基本的に 1 レーンを 4~5 人が使用して行う。なお、レーンの割り当て人数は申し込み状況によって変わる場合がある。

④ ゲームは、同一レーンで 2 ゲーム続けて投げることとする。(ヨーロッパ方式)

⑤ 同点の場合は次の a~d の順で決定する。

a. 2 ゲームの得点が高得点の場合は、2 ゲームの得点差の少ない者を上位とする。

b. 得点差が同じ場合は、ストライク数の多い者を上位とする。

c. ストライク数が同じ場合は、スペアー数の多い者を上位とする。

d. スペアー数が同じ場合は、同順位とする。

⑥ 隣接レーンで同時に投球体勢に入った場合は、右側のレーンの選手優先を厳守する。

(2) 団体戦

① 個人戦出場者（ノーガター部門は除く。）で 1 チーム 4 名の合計得点を競う。

② 同点の場合は個人戦⑤の b~d の順で決定する。

7. その他

(1) ボウラーズベンチ内に入る者は、選手・付添者・役員に関わらず、全員ボウリングシューズを履くこと。会場のハウスシューズをレンタルする場合、料金は不要とする。競技開始までに各自で選んで準備し、履き替えはボウラーズベンチ内で行うこと。競技終了後は返

却場所に返却すること。

- (2) ボウリング場のハウスボールを使用する選手は、ボール置き場に置いてあるボールの中から選んで使用し、競技終了後は元の場所へ返却すること。
- (3) ボールを拭くタオルは、競技会場で用意する。
- (4) オートマチックスコアの操作、個人記録の記入はすべて競技役員が行う。
- (5) ボウラーズベンチ内への付添者の立ち入りは、選手1名に対して1名までとする。
- (6) 選手は競技中ボウラーズベンチを長時間離れてはならない。トイレ等やむを得ず離れるときは、必ず競技役員の許可を得てから離れること。
- (7) 身体障がい者で、自力で投球ができない選手に限り、投球補助台の使用を許可する。ただし、補助台がファールラインから出ないように注意する。